

●第2回委員会 会議要点録

平成 17 年 2 月 25 日 19 時～21 時 30 分
多摩市役所 特別会議室

出席者：檜垣 正己委員長、白鳥 光洋 副委員長、岡崎 和子 委員、小澤 尚子 委員、武智 秀之 委員、堤 香苗 委員

事務局：企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画課主査

【第2回 多摩市自治推進委員会 決定事項 概要】 * 決定事項…太字

■第 1 回多摩市自治推進委員会記録 確認等

- ・ 会議録は、要点のみを的確に表現したものを作成する(第1回事務局案は再作成)

■審議(意見交換)

1. 自治基本条例及び施行規則等について
自治基本条例があるより市民に及ぼす影響、実効性等について、今後も審議を重ねる。
2. 情報共有等について
自治基本条例をはじめとした行政、まちづくりの情報を共有するしくみ等について、今後も審議を重ねる。

1. 第 1 回多摩市自治推進委員会記録 確認等

委員 会議記録について、2点の再確認を提案。

- ・ 詳しさは、どの程度まで必要か。
- ・ 前回、無記名と決まったが、再度、記名でなくて良いか、確認したい。

委員 このままで良い。基本的には各委員が確認すれば問題はない。

委員 特に必要がなければ、概略で良い。詳しく発言記録風に書かれることで、逆にニュアンスに違いがでてきてしまう部分がある。

委員 要旨記録なら、箇条書きで良い。

委員 概略として、事務局の判断である程度要旨を絞り、発言者が必要と思うことを追加する。記名についてはどうか？

委員 個々の委員の記名は必要ない。

委員 発言の内容は残すが、委員個人でなく委員会としての発言であり、個人名は必要ない。ただし、後に委員同士が発言の趣旨を確認するために記名が必要との趣旨なら、記名には反対しない。

委員 確認の段階で記名とし、発表時に無記名とすればよい。

委員 会議録は無記名とのことを再確認する。

2. 審議

(1) 自治基本条例及び施行規則等について【資料2、資料10】

委員 自治基本条例、施行規則等についての審議を開始する。

- 委員には、傍聴者の意見を参考資料として配布した。審議、発言の参考にされたい。
- 第1回は、テーマが盛り込みすぎの感がある。今回は共通の認識を深めるため、自治基本条例のしくみ、公聴、広報、情報共有について自由に意見交換を行う。

〔自治基本条例に関する事務局説明〕

委員 「市民自治基本条例をつくる会」(以降「つくる会」)の案が平成14年6月に提言された。その内容のまま、直近の9月議会に出さなかった理由は。

事務局 条例作成を呼びかけたときと市民案を受けとぎの間で、市長の交代があった。受けた市長は元職員で、市民ほどには行政職員が盛り上がっていないことに対する懸念を抱き、条例が実効性のあるものになるためには職員が十分に認識することが必要、と判断し、職員の研修・検討期間を設けた。

委員 団体とは。

事務局 市民の定義にあった多様な団体。自治会、NPO、市民サークルなど。

委員 市民と団体を分け、団体には自主性はあるが参画の権利はないとの趣旨か。

事務局 「市民の参画」として、自然人と同様に権利がある。

委員 「最高規範」とは、そのような精神で、との決意表明か。

事務局 「市の定める最高規範」とは、市が定めることのできるのは条例であり、その中の最高規範としての精神。

委員 他に他の条例との違いはないか。例えば、改正は議決の4分の3は必要、など。

事務局 特にない。会の修正案で「最高規範」となったが、行政案では憲法との整合性のため「総合的な規範」としていた。

委員 議会との関係は。議会が議決したことを自治推進委員会が否定した場合はどうするか、との議論はなかったか。

事務局 記録としては残っていない。

委員 議会との関係については、つくる会でも詳しくは検討しなかった。改正については、適宜改正すべき、と、輕輕に変えるべきではない、と、2方向の意見があった。

委員 議会以外にも監査委員がある。全く別にして良いのか。

委員 住民投票については。

委員 50分の1より厳しい条件にし、代わりに議会でその結果を尊重するような規定はできないか、との意見もあった。

委員 住民自治の立場から、条件を50分の1より簡便にする、などの発議はなかったか。

委員 つくる会ではグループに分かれ討議をし、グループ毎に話題の重点が異なった。原石のような条例案であり、規則と同様、「成長する条例」で良いと考えている。

委員 自治基本条例に規定されている、住民投票は、実施の補償ではなく実施を提案するまでの補償。既に法で規定されている以上のものを打ち出すような議論は出なかったか。

委員 日本は、アメリカのような訴訟国家と日本は異なる。住民投票は諸刃であり、賛否があった。とはいえ、市民自治の条例に住民投票が含まれていないのはおかしいとの意見があり、市民案に盛り込んだ。

委員 22条第2項、様々な事情で参画できない人の方が多いが、それに対する「配慮」の解釈の意味、それが出た経緯は。

委員 くる会では、参画しない人を非難しないことを基本的なとらえかたとしていた。

委員 参画しないことによる不利益のケースとは何か。参画の機会を知らされない場合と、多忙等、個人の理由により参画できなかった場合で異なるはず。

委員 民案は、市民が皆参画したい気持ちがあることを基本とした、前向きなもの。その上で、事情があっても参画できなくても非難を受けない、との趣旨で入れた。

委員 の説明で趣旨は理解できた。しかし条文を読んだときは、個人的な理由で参画できない人に対する補償、との意味にもとれた。

委員 分も同様に解釈した。

事務局 22条第2項の条文は、法的にはそのように誤解される懸念があるとの判断で、行政案では入れていなかったが、議会修正案で追加された。修正案で可決されたことを踏まえ、「参画できない人を非難しない」との趣旨だと説明している。

委員 民案では「市民の権利」にあった条文を、現条例では「参画の補償」に入れたため、意味が変わっている。趣旨自体は、市民案と同様との理解で良い。

委員 分な説明を受けられる市民の方が少ないことを考えると、説明しなければ内容が伝わらない条例で良いか、との疑問を感じる。

事務局 の委員会で意味を再確認し、それを市民に広げて行くということも有り得る。

委員 この委員会では、条文を素直に読み、最高規範の精神で解釈し、あまり細かい解釈はしない方が良い。参画への配慮は具体的にどこまでを指すか、との解釈は難しい。

事務局 「議会だより」の修正案についての掲載は次の通り。「その中でさまざまな事情で参画できない市民が、不利益を受けることのないよう配慮することを特に明記しました。」

委員 例を見直す機会があれば、考えて良い。

委員 キーワードは「参画」と「協働」。当局が補償するのか、市民が自ら創るのか。

事務局 市は、市が中心となりそこに市民が参画する「扇形の参画」ではなく、多様な主体が連携し合う「ネットワーク型の『新しい協働』」を目指している。議会の議論の中では、「それらの理念は前文では謳われているが、参画協働の条文では扇型の参画に留まっている」、との指摘があった。それも課題。

委員 条例では多様な参画の機会が挙げられているが、どの施策、事業についてそれを実施するのかを考えていかなければならない。

施行規則によると、市長(及び市の各執行機関の長)が判断する、とある。長が必要性を認めるかどうかの前に、基本的に実施すべきことの規定が必要ではないか。

総合計画の基本構想は議会にかけますが、その前に市民参画が補償されている。議会には「市民の意見を反映したもの」として出されるのか。

事務局 策定過程として市民意見を取り入れたため、そのようになる。

委員 職員用の手引きに、「自治推進委員会に諮問」とある。その内容は。

事務局 市民から参画の手法等に関する意見が出た場合、諮問することも想定している。

委員 判断の基準は何か。

事務局 特になく、そこも含めてご検討いただくものと考えている。

委員 ここで判断して良いのか。

委員 ここで指している市民とは、市民総体ではなく特定の市民であり、利益は必ずしも一致しない。市民に広く情報を流し、知らないことによる不利益を被らないようにこの努力目標、と解釈した。

委員 条例全体からは、情熱があって前向きな方が中心の市、との印象が伝わる。解釈を拡大して検討しないと進まないだろう。

委員 例えば、ここに公園を作るからと立ち退きの強制執行を受けた人が、自治基本条例違反と訴えたら、この委員会で裁判をするのか。

- 委員 この条例の趣旨は、市民の個別の利害調整ではなく、発言の機会の補償であり、施策の決定は別の場と考えて良い。
- 委員 それでは、条例の実効性がないのではないか。
- 委員 前回救済機関について話題になった、それと併せて検討するのも手法のひとつ。それとは別に、市対市民という切り口ではなく市民同士が地域で合意形成をするしくみも、課題のひとつと考える。
- 委員 自治基本条例とは、市役所の法律ではなく市民の法律であり、市民が自らの地域をどう治めるか、との認識で定義して行けば良いか。
- 委員 「市民同士のことは市民に任せるか、合意形成に向かうルール作りを市が仕掛けて行くか」、とも言い換えられる。
- 委員 市の体制としては、現在も参画が補償されている。市民自身に参画の権利があるとの認識をどう掘り起こすか、が課題。
- 委員 参画、情報提供等のしくみはあるが、皆が簡単にアクセスできているわけではない。市はどこまでするのか、の課題がある。
一方市民には、参画する権利もあるが、自分は反対でも民主主義のルールに従う責務もある。
- 委員 市民の定義を、「市内で活動する人」とあるが。多摩市を作っている人、サークル活動をしている人など、本来意見を言えるべき人が排除されていないか。
- 事務局 自治基本条例では、任意の団体を含め広く定義している。負担金の徴収や使用料減免に関わること等、税金と関係するものは限定する場合もあるが。参画、意見表明は基本的には自由参加。
- 委員 自治基本条例と他の条例では、市民の定義は同じか。
- 事務局 権利義務については個別に決めている。
- 委員 自治基本条例は他の条例を拘束しないのか。
- 委員 法律用語は「住民」であるのを、あえて「市民」としているのは、配慮、受け入れの意味合い。主体が市外の団体でも多摩市を活動の場としている場合は「市民」に含む。
- 委員 部屋貸しの条件は在住者としているなど、現場は実施できていない。
- 事務局 自治基本条例は、まちづくりに関わる人を市内に住所を有する「住民」のみではなく、多摩市に関わる人全てを「市民」と捉えることを、総論として定めたもの。個別の具体的な事項である投票、補助金、各種減免、資格等については、そのときどきの必要に応じて規定する。
- 委員 元々「市民」とは、中世から近代にかけて出た、自覚を持った人を指す言葉であり、法治用語ではなじまない。多摩市に関わる人を広くとらえよう、との意図。

委員 実効性を持たせるために、できたあとの運用をどうするかが肝心。

委員 条例はきれいにできている。何をするかは、これから具体的に決める。

(2)情報共有等について【資料7、資料11、資料12】

委員 参画の大前提である情報共有について。市が努力している割には、市のことは知られていない。効果的なPR不足、市民の無関心、両方が原因と思われる。

委員 自治基本条例により自分たち市民にどのような影響があるかを含め、広めたい。

委員 市の主な情報公表・提供手段は、たま広報、公式ホームページだが、市民はあまり見ない。市民が活動するときにとる手段を学び、草の根を分けるような周知方法をすべき。

委員 切り口が重要。自分の住んでいるところを、外側からニュースで見ると、良さを再認識する。

委員 行政の情報が話題になっていない。

委員 大学では、学生が掲示板を見ないので携帯で情報を送るようになった。それが可能なのは範囲、人数が限られているからで、行政一般の情報となると周知は難しい。

委員 広報は、所管からの記事を編集するだけでなく、打って出る姿勢も大切。

委員 自治基本条例の周知は、条例そのものをではなく、「あなたにメリットのある条例、あなたに言いたいことがあったらどうぞ」と、個々の市民に直接関わる部分を大きく見出しにして知らせる、など。

委員 市民は行政の本音をききたい。多様なオブジェクションで、「そんなこと発信しているのか」というところまで。

委員 チラシは、知らなかったら損をする、知ったら得をする、との切り口で。

委員 この条例は、実際に意見を述べられる条例、得をする条例。それを知らせる。

委員 やり方ではなく、中身の問題。画期的なことを考え、どう知ってもらうか。

委員 条例自体に大きな欠陥があるわけではない。この委員会で機会を与えられたからには、思い切ったことを提案したい。

委員 この精神をどう生かしてゆくか、が委員会の役割。

委員 市は今年度、公募による市民提案型の補助金を導入した。同様に、広報のアイデアをNPO等で公募すれば、市民が広報に積極的に関われ、ニーズが分散する。また、行政が周知の仕組みを作るのは多額のコストがかかる。関係するNPO、自治体が自前で動けるようなしくみが必要。

委員 情報が多すぎる場合、逆に遮断してしまう。情報を絞る工夫も必要。

事務局 行政では、できることに制限がある。

市は個人情報保護のため必要最低限の情報しか扱えない。それならば、と、ボランティアが任意の団体を作り、市民同士で情報交換をして詳細な名簿が作れた例がある。

委員 公式ホームページの情報が多すぎて見難いなら変更すべき。この委員会で提案した場合、行政はそれを受ける覚悟はあるか。

委員 行政は限界がある。国の情報は国民に平等に知らせなければならない、とのことで、大学が深く関係する情報でも大学に通知せず、いきなりホームページに公表する。

委員 平等、公平にすることで、逆に参画の機会を奪われることがある。

委員 国より都道府県、都道府県より市町村と、身近になるほどなるほど柔軟に対応できる。多摩にある団体が補完的に情報を出せるようなしくみが必要。

事務局 行政の工夫の例として。これまでならトピックスに載せたような内容を、『あなたが多摩市を創ります』のバナーを作った。

委員 バナーを置くだけではなく、「多摩市に意見を言いたい人はここをクリック！」とキャッチを入れる、目立つ色を使う、などの工夫が必要。駅の広報はすぐになくなることも問題。

委員 自治基本条例の条文を知らない市民にも、それに基づいて実施したことは知ってほしい。しくみがあること、しくみを使って何ができたか、を。

委員 条例を知るより、それによって実現したことを知ることが大切。

委員 現状がそこそこ良いので、条例により何が変わるのかが明確ではない。

委員 逆説的だが、現状が悪くならないと条例の効果、印象は薄い。

委員 市の情報をどこで知るか、の調査は行っているか。

事務局 14年度の世論調査で。地域情報、口コミが広報、ホームページより高い。

委員 住み良さの調査とは、アンケート等を返信した人のものか。

事務局 聞き取り調査。ただし平成17年度からは郵送になるため、傾向に影響が出る可能性も。

委員 住みよさの調査で、肯定9割は、異常とも言えるほど良い割合。

事務局 先日の総合計画審議会で、「住みよい」と「どちらかという住みよい」の間には、市民の意識では結構開きがあるのでは、との指摘があった。

委員 広報紙を廃止したらどのくらいの苦情が出るだろうか。一度廃止し、どういうものが必要か、と議論してもらおう手もある。

委員 広報は、つぶさに読むのではなく、必要なところだけざっと目を通すのが一般的。その中で、メリハリをつけて見てもらう努力を。

委員 いろいろな人の関心を引くよう努める。〔自治基本条例の特集号(平成16年7月20日号)を配布〕

委員 この号の印象がない。1度だけの特集でなく、自治基本条例について定期的に周知することも必要。

委員 多摩市の自治に関心を持ってもらう工夫を少し考えてほしい。ルールをどう適用するか、の話だろう。継続的に気の付いたことを出し合いながら提案していくことにしたい。

3. 今後の日程について

委員 次回は3月29日(火曜)19時から。

次回は諮問がある。その内容により、今後の日程を検討する。

委員 次回、この委員会のポジションを確認したい。議会、監査、他の委員会等。

委員 本日はこれにて閉会する。